［条を削る。］

［条を削る。］

五　役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法附則第二十六条第一項第二号及び令附則第十四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

六　法附則第二十六条第一項の申込みに係る株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

七　法附則第二十六条第三項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資（当該優先出資について分割された優先出資を含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該優先出資及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の同項第十号に掲げる要件に該当することを証する書類

八　その他法附則第二十六条第三項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

（法附則第二十六条第一項第二号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第十四条　法附則第二十六条第一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

二　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ　中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

ロ　担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

三　新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策

四　その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

イ　創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

ロ　経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策

ハ　早期の事業再生に資する方策

ニ　事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

第十五条　法附則第二十六条第三項の規定により法第二章（第五条第二項を除く。）の規定を読み替えて適用する場合における第二章の規定の適用については、第二十条第七号中「見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及び当該取得貸付債権に係る借入金につき剰余金をもってする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、第二十一条第一項第二号中「法第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに」とあるのは「法第四条第一項第七号及び」と、同項第三号中「次に掲げる」とあるのは「イに掲げる」と、同号イ中「見通し並びにその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」とする。